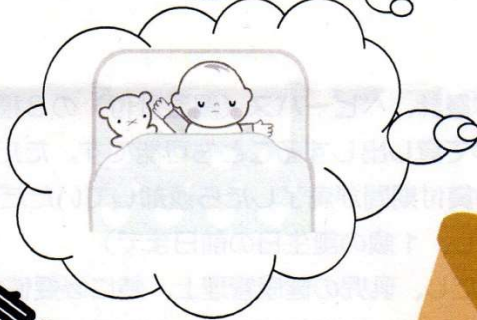




子育て中のお父さん・お母さんたちへ
乳児の育児用品をお貸しします



生まれてくる赤ちゃんたちのために



五島市乳児子育て家庭支援事業

出産予定日の1か月前から申請書を受け付けます。



市内にお住まいのお父さん・お母さんたちに、
ベビーベッド・体重計・ベビーバスを貸し出します。
(満1歳に達するまでの赤ちゃんが対象となります。)



問い合わせ先 社会福祉法人 皓統会
まちなか子育て相談室 歩む
(Tel 74-6363)



育児用品貸出事業の概要について (五島市乳児子育て家庭支援事業)



1. 事業の目的

生まれてくる赤ちゃんは、両親はもとより五島市にとっても「大切な宝もの」であり、地域全体で、健やかな成長を見守っていく必要があります。

市が、保護者に対し育児用品を無料で貸し出すことにより、「乳児の健やかな成長」を支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、子育て家庭を支援します。



2. 対象者

市内に居住する1歳未満の乳児の保護者（里帰りされた方も含みます）を対象とします。

3. 貸出用品と貸出期間

育児用品として、ベビーベッド、体重計、ベビーバス（湯温計付）の3種類を貸し出します。また、3種類を1セットとして貸し出しすることも可能です。

ただし、1セットで貸し出した場合でも、それぞれの貸付期間が満了したら返却していただきます。

ベビーベッド 最長1年（ただし、貸出日から1年後と1歳の誕生日の前日のいずれか早い日まで）

乳児用体重計 最長3ヶ月（ただし、乳児の健康管理上、特に必要性が認められる場合には1歳の誕生日の前日まで）

ベビーバス 最長6ヶ月

ベビーベッド



折りたたみ式（マット付き）

※布団は付いていません。

大型 77.5×125×高さ89 cm

小型 67×94.5×高さ88 cm

体重計



ベビーバス



湯温計付き



4. 申請時期

本市では、年間、約200人の赤ちゃんが誕生しています。育児用品の数が限られていますので、申請いただいても貸出できない場合がありますので、ご了承下さい。

申請は、赤ちゃんが生まれた日以降で随時申請できます。なお、事前に申請書の提出を希望される場合は、出産予定日の1か月前から申請書を受付けます。

5. 申請方法

まちなか子育て相談室 歩むの窓口に、**「育児用品貸出承認申請書」**（様式第1号）を提出していただきます。その際に、貸出窓口も指定できます。

また、申請の手続きには、**印かんと母子健康手帳**（母子手帳）が必要となります。

※ 里帰りの方の場合は、五島市に住所のある乳児の保護者（祖父母等）の印かんが必要となります。



6. 事業の流れ

(1) 育児用品の申請

乳児が満1歳になる日（誕生日の前日）まで、又は育児用品ごとの貸出期間を限度としていますので、申請時期は、それ以前となります。

(2) 貸出決定の方法

育児用品の在庫がある場合は、抽選をせずに貸し出します。

申請者多数の場合はまちなか子育て相談室 歩む内において抽選を行い、貸出者を決定します。

(3) 育児用品の受取方法

基本的に出生後からの貸出となりますが、ベビーベッドに限り出生前からの貸出も可能です。

受取りについては、**まちなか子育て相談室歩むで受け取っていただくか、日程調整の上歩む職員が直接ご自宅にお届けいたします。**

なお、育児用品の受け取りの際には、育児用品に破損等がないか確認していただき**「育児用品貸出同意書」**（様式第3号）を提出します。

(4) 貸出者の管理方法

使用される保護者の方々は、以下のことを遵守して使用して下さい。

- 育児用品を常に良好な状態で管理するよう心がけて下さい。また、育児用品に異常または損傷した場合は、直ちに使用を中止してこども未来課にご連絡下さい。
- 育児用品を目的に反して使用し、譲渡し、転貸などはしないで下さい。
- 育児用品の形状を変更したり、落書き、工作を加えないで下さい。シールなども貼らないで下さい。
- 育児用品を目的に反し使用する等の上記の遵守事項に違反した場合は、利用を中止します。
- 育児用品を紛失し又は損傷したときは、原則として賠償していただきます。
- 育児用品を返却する際は、ほかの方が使用されることを考慮していただき、使用中に付着した汚れなどを落とすなどにより、清潔な状態で返却して下さい。

(5) 用品の返却

貸出期間が終了したとき又は育児用品が不要になったときなどは、**速やかに返却いただきます。歩む窓口までお持ちいただくか、日程調整の上歩む職員がご自宅に引き取りに伺います。**その際には、返却された状態を確認させていただきます。



7. 育児用品による事故

事前に保護者の皆さまから、損害賠償請求をしない旨の承諾書を提出していただきますので、育児用品の使用中に起きた事故等について（育児用品の構造上の問題を除く）、原則として五島市が損害賠償することはありません。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 皓統会

まちなか子育て相談室 歩む

Tel 74-6363

住所 〒853-0064 五島市三尾野一丁目7番1号

福江総合福祉保健センター 2F

